

平成20年(2008年)4月10日

横須賀市長 蒲谷 亮 一 様

横須賀市情報公開審査会
委員長 原 田 一 明

公文書の非公開決定に関する異議申立てについて(答申)

平成18年12月18日付横土建第92号で諮問された公文書非公開決定に関する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

横須賀市長(以下「実施機関」という。)が「平成13年度道路建設課工事業務の予定表」について、平成18年11月9日付横土建第78号により文書不存在を理由に非公開の決定をしたことは、妥当である。

2 本件の異議申立ての対象とされた公文書の内容

平成13年度道路建設課工事業務の予定表(以下「平成13年度予定表」という。)

3 異議申立ての趣旨

異議申立人(以下「申立人」という。)は、実施機関が情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。)に基づき文書不存在により非公開とした決定(以下「本件処分」という。)を取消し、平成13年度予定表の公開を求めるというものである。

4 異議申立ての経緯

- (1) 平成18年10月27日、申立人は、条例10条1項の規定に基づき実施機関に対し、「平成13年度から平成17年度までの公園建設課・道路建設課・用地課の工事業務の予定表及び業務計画表」について公文書公開請求を行った。
- (2) 同年11月9日、実施機関(所管課は土木みどり部道路建設課)は、別紙1の公文書を公開決定し、平成13年度予定表については、文書不存在を理由とする非公開決定を行い、その理由は「平成13年度工事業務の予定表については、該当す

る公文書を作成していないため」であった。

- (3) 平成18年11月30日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）6条に基づき実施機関へ異議申立書を提出した。

5 両者の主張

(1) 申立人の主張

申立人が、平成18年11月30日提出の「異議申立書」、平成19年3月15日提出の「諸否決定理由説明書に対する意見書」により主張した内容は、次のように要約することができる。

業務の予定表は、公共工事を発注する課としては、年度当初には存在していなくてはならず、総務部及び財政部に提出されているものであり、関係各課及び事業者との連絡調整にも使用されている。また、市関係者から、平成13年度予定表が作成されていたこと、及び道路建設課の業務予定表は課長の保管資料の一つになっており、公文書の保管期限とは別に後任の課長に引き継がれて業務の参考としていることについて話を聞いている。さらに、平成13年に知人が道路建設課に訪れた際、同課のカウンターにあった平成13年度予定表を見ている。

(2) 実施機関の説明

実施機関が、平成19年1月31日提出の「諸否決定理由説明書」、平成19年11月26日の当審査会に対する「口頭説明」において主張した内容は、次のように要約することができる。

平成13年度予定表について

道路建設課の工事業務の予定表については、平成13年度以前までは各職員が事務執行にあたって、年間の担当業務予定表を作成し、実施の年度を過ぎると、次の年度の予定を立てる際に参考にする程度の個人的な資料であった。しかし、平成14年度以降は、これらの業務予定表を集約し組織共用文書として「年間業務事業予定表」を整備しているところである。

文書の特定について

請求書の記載内容から「年間業務事業予定表」を請求対象文書として特定したが、平成13年度予定表が存在しないことから、公文書非公開決定処分を申立人に対して行った。なお、本件請求に対し、道路建設課内の事務室及び倉庫等を探索したが、平成13年度予定表はなかった。また、前任の所属長から引き継がれておらず、職員に対する聞き取り調査でも組織共用文書として作成したという確認は

とれなかった。

保存期間等について

業務の予定表として特定した「年間業務事業予定表」については、公文書取扱規程に規定される第5種として1年廃棄のものであるが、平成14年度から平成17年度までについては、事務の参考として廃棄せずに保管されていたため公開したものである。平成14年度からの「年間業務事業予定表」については、書式も統一され現在に至っているが、その内容はあくまで予算を執行する上での日程の目安に過ぎず、年度途中で業務予定が変更されてもその内容を修正することはない。

なお、「年間業務事業予定表」は総務部には提出していない。総務部に提出するものは、各職員の事務分担表である。また、財政部に対しては、「路線別予算内訳書」により説明を行っており、「年間業務事業予定表」を利用することはない。

6 審査会の判断

(1) 公文書の定義について

公開請求の対象となる公文書の定義は、条例2条2号の本文に「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有するものをいう。」と規定されている。そのため、決裁又は供覧の手続きを経していないものでも組織的に用いている文書であれば、公文書として公開請求の対象となる。

(2) 実施機関による文書不存在の理由について

実施機関は、当初の非公開決定通知書においては、平成13年度予定表が文書不存在である理由として、「該当する公文書を作成していないため」と主張していた。この点について、その後の「諾否決定理由説明書」及び「口頭説明」においては、当該工事業務予定表につき、平成13年度以前は、個人的な資料として、そして現所属長が着任した平成14年度以降は組織共用文書として整備した旨の説明を付加している。この実施機関の説明に依拠すれば、平成13年度においても個人的な資料としては、何らかの予定表が存在していた可能性を否定することはできないが、それは、組織共用文書とされていなかったがゆえに「作成していない」との説

明になったと一応は理解することができる。

(3) 文書不存在の判断について

そこで、審査会は、まず、申立人が公文書公開請求の際に記載した「平成13年度道路建設課工事業務の予定表及び業務計画表」と類似すると思われる名称の公文書の存否について、公文書目録及び保存期間満了文書リスト等の文書管理関係書類を検分したが、上記に該当する文書を見いだすことはできなかった。

さらに、審査会は、条例20条4項の規定に基づいて、平成13年度予定表の存否及び平成14年度以降の組織共用文書としての年間事業予定表の保存状況を確認するために、道路建設課で管理しているコンピュータ内について調査を実施した。その結果、平成14年度から17年度までの年間事業予定表と題するファイルの存在を確認することはできたが、平成13年度予定表についてはその存在を確認することができなかった。加えて、平成13年度予定表が存在すると推認できる事情や明確に実施機関の説明を覆す事実を見出すこともできないことにかんがみて、実施機関は平成13年度予定表を保有していないと認めることができる。

なお、仮に平成13年度予定表が組織共用文書であったとしても、実施機関は、平成14年度から平成17年度までの年間事業予定表を公文書取扱規程における1年廃棄の文書として位置付けており、平成13年度予定表もまた1年廃棄の文書と位置づけられることになるのであるから、本件請求の時点で既に平成13年度予定表が廃棄されていたとしても直ちに不適正な処理であると判断することもできない。

よって、実施機関が、平成13年度予定表について、平成18年11月9日付横土建第78号により文書不存在を理由に非公開の決定をしたことは、妥当である。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

横 須 賀 市 情 報 公 開 審 査 会

委 員 長 原 田 一 明

委 員 三 浦 大 介

委 員 遠 藤 正 敏

委 員 千 賀 重 義

委 員 望 月 由 佳 子

別紙 1

平成 14 年度道路建設課年間事業予定表
平成 15 年度道路建設課年間事業予定表
平成 16 年度道路建設課年間事業予定表
平成 17 年度道路建設課年間事業予定表
平成 13 年度道路建設課当初予算路線別内訳書
平成 14 年度道路建設課当初予算路線別内訳書
平成 15 年度道路建設課当初予算路線別内訳書
平成 16 年度道路建設課当初予算路線別内訳書
平成 17 年度道路建設課当初予算路線別内訳書

審査会の経過

年 月 日	処 理 等 の 内 容
平成18年11月30日	・ 異議申立ての提起
平成18年12月18日	・ 横須賀市長からの諮問< 土木みどり部道路建設課 >
平成19年 1 月31日	・ 実施機関から「諾否決定理由説明書」の受理
平成19年 3 月15日	・ 異議申立人から「諾否決定理由説明書に対する意見書」の受理
平成19年10月29日	・ 審議
平成19年11月26日	・ 実施機関からの口頭説明聴取
平成19年12月27日	・ 審議
平成20年 1 月28日	・ 審議
平成20年 2 月25日	・ 審議
平成20年 3 月24日	・ 審議